

添付法令資料 1 :

ロシア連邦法令ニュースレター ロシア連邦環境法の最新動向 —石油・石油製品の流出防止対策計画の作成—

2021 年 2 月 5 日、クラスノヤルスク地方商事裁判所は、ロシア連邦天然資源監督庁からの請求により、世界最大手の一つであるノリリスク・ニッケル社の子会社であるノリリスク・タイミール・エネルギー社に対して、2020 年 5 月にノリリスク市の火力発電所で発生した軽油流出事故によって環境に生じた損害の賠償として 1460 億ルーブル（約 2050 億円）の支払を命じた。この賠償金額は、ロシアの環境保護実務において記録的な高額である。

この訴訟の背景には、過去数年間にわたる、ロシア政府によって宣言されている『ロシアのグリーン経済への移行』を目的とした環境法の改正がある。本判決は、石油・石油製品の流出事故の可能性がある企業活動において、特に留意を要するものと言えよう。そこで、以下には、本判決に関連する、石油・石油製品の流出防止措置に関するロシア連邦法による規制の概要を紹介し、参考に供することとする。

環境保護に関するロシア連邦法律第 46 条及び個別のロシア連邦法規への変更の導入に関する 2020 年 7 月 13 日付ロシア連邦法律 No.207-FZ（以下同法律による変更後の環境保護に関するロシア連邦法律を「改正法」という）により、2021 年 1 月 1 日から、炭化水素及びこれから製造された製品の採鉱、製造、移送、保管又は販売の活動を行う者に対して、その環境への流出を防止するための新たな義務が規定された。これに基づき、2020 年 12 月 31 日付ロシア連邦政府決定 No.2451（以下「本政府決定」という）により、石油・石油製品の流出防止対策計画（以下「石油類流出防止対策計画」という）を作成する義務を負う者の範囲、同計画の内容に係る要件、石油・石油製品の流出防止につき包括的な訓練を実施する手続等が具体的に規定された。

改正法第 46 条第 4 項の規定によれば、ロシア連邦の内水及び領海を除く、ロシア連邦国内における地質調査、炭化水素の探査及び採鉱、並びに炭化水素及びこれから製造された製品の加工（生産）、移送、保管又は販売の分野における活動を行うには、石油類流出防止対策計画を有することが必要である。本政府決定第 4 項は、石油・石油製品の流出最大推定量¹に応じて、次の基準を規定し、これに該当する施設を運営する事業者には石油類流出防止対策計画を作成する義務を課している。

・海とその一部を除く、地表水域（その水の保護区域を含む）に所在する（運用される）施設であって、石油・石油製品の流出最大推定量が 0.5 トン以上のもの

¹ 石油・石油製品の流出最大推定量の算定は、本政府決定第 7 項に従う。例えば、石油・石油製品の倉庫、燃料・潤滑油の倉庫、プラント・機械の一部をなす石油・石油製品のための貯蔵容器などの場合、石油・石油製品の流出最大推定量は、最大容量の容器の容量の 100% として計算される。

- ・ロシア連邦の陸地に所在する施設であって、石油・石油製品の流出最大推定量が 3 トン以上のもの

1. 石油類流出防止対策計画の内容に係る要件

本政府決定第 5 項は、石油類流出防止対策計画の内容につき具体的な要件を定めている。例えば、石油類流出防止対策計画には、次の事項が含まれていなければならない。

- ・事業者についての基本情報
- ・石油・石油製品の流出最大推定量
- ・石油・石油製品の流出が及ぶことが予測されるエリア
- ・石油・石油製品の流出の際における生産従事者の優先的行動のリスト
- ・石油・石油製品の流出最大推定量の封じ込め及び除去のための推定時間（期間）
- ・石油・石油製品の流出最大推定量を除去するための人員及び機材の、これに使用される技術を考慮した上での、十分性の評価
- ・石油・石油製品の流出の除去を目的とし、所定の手続で認定された緊急援助チーム及び（又は）緊急救助部門の人員及び機材の構成及び行動手順
- ・石油・石油製品が流出した場合の警告スキーム、管理及びコミュニケーション組織化スキーム
- ・石油類流出防止対策計画で決定された各活動の作業量及びその費用に関する情報

作成された石油類流出防止対策計画については、要件への適合性に関してロシア連邦天然資源監督庁の同意を得なければならない。ロシア連邦天然資源監督庁による石油類流出防止対策計画の同意は、同計画が受領された日から 20 業務日以内になされる。ロシア連邦天然資源監督庁からの意見を考慮して石油類流出防止対策計画が修正された場合には、その再度の受領の日から 10 業務日以内に同意がなされる。ロシア連邦天然資源監督庁が上記期間内に意見を送付しない場合には、当該石油類流出防止対策計画は同意されたものとみなされる。

2. 包括的な訓練の実施手続

改正法第 46 条第 6 項によれば、事業者は、ロシア連邦天然資源監督庁による石油類流出防止対策計画に対する同意に加えて、石油の流出の封じ込め及び除去の行動への準備ができていることについての判定書を得ることが必要である。当該判定書は、石油類流出防止対策計画に定められた措置を実行する準備ができていることを確認するための包括的な訓練の結果に基づいて作成される。

包括的な訓練は、ロシア連邦天然資源監督庁による石油類流出防止対策計画の同意を取得した後、当該石油類流出防止対策計画の事業者による承認前において、ま

た、石油類流出防止対策計画の承認後において少なくとも 3 年に 1 回、事業者によって実施されなければならない。

包括的な訓練を実行するために、事業者は、包括的な訓練の予定日の遅くとも 20 業務日前に、施設が所在するロシア連邦構成主体を管轄するロシア連邦民間防衛問題・非常事態・自然災害復旧省の地方機関あてに、包括的な訓練の実施通知並びに石油類流出防止対策計画に基づいて作成される訓練計画及び石油類流出防止対策計画写しを送付する。

ロシア連邦民間防衛問題・非常事態・自然災害復旧省は、包括的な訓練の実施通知及びその添付文書に問題点を発見しなかった場合には、包括的な訓練の日時及び場所の確認に関する情報を事業者に送付し、石油・石油製品の流出の封じ込め及び除去の行動への準備ができていることを確認するための委員会（以下「委員会」という）を組織する。

本政府決定第 16 項によれば、包括的な訓練を実施する際、次に列記する活動を実行しなければならない。

- ・ 石油・石油製品の模擬（訓練）流出に関する通知
- ・ 石油・石油製品の模擬流出の場所への人員及び機材の投入
- ・ 石油・石油製品を回収する機材の使用による、石油・石油製品の模擬流出の封じ込め及び除去の措置の実行
- ・ 回収された石油・石油製品、石油汚染廃棄物の一時的な保管及び輸送の組織化
- ・ 石油・石油製品の流出の除去の際における報告の発信

包括的な訓練の結果は、これに関与する人員と機材によって、包括的な訓練計画に定められた時間の枠内において、本政府決定第 16 項に定められたすべての措置が実行された場合に、委員会によって合格と判定される。合格と判定するか否かの決定は、単純な過半数の表決によって行われる。表決が同数の場合、委員会委員長の決定による。

3. 判定書の発行

委員会は、当該訓練の完了した日に、石油・石油製品の流出の封じ込め及び除去の行動への準備の有無についての判定書を 2 通作成する。

事業者は、石油・石油製品の流出の封じ込め及び除去の行動への準備ができていない場合には、不合格判定書で指摘された欠陥を補正した後、再度、包括的な訓練を組織する。

不合格判定書に対して不服がある場合には、事業者は、その受領日から 10 業務日以内に、当該ロシア連邦構成主体を管轄するロシア連邦民間防衛問題・非常事態・自然災害復旧省に、理由を付して異議を申し立てることができる。委員会は、10 業

務日以内に当該異議を審査し、理由があると認める場合は、新たに合格の判定書を採択する。

4. 石油類流出防止対策計画の承認に関する通知の手続

事業者は、石油類流出防止対策計画を承認した日から 14 暦日以内に、当該計画の写し及び石油・石油製品の流出の封じ込め及び除去の行動への準備ができていることについての判定書を添付して、石油類流出防止対策計画の承認に関する通知をロシア連邦民間防衛問題・非常事態・自然災害復旧省、ロシア連邦天然資源監督局、ロシア連邦環境・技術・原子力監督局及びロシア連邦海上河川運輸庁に送付する。

5. 流出の事実についての国家権力機関及び地方自治体に対する通報手続

事業者は、石油・石油製品の流出の各事故について、電子文書によって、次の宛先に直ちに通報しなければならない。

- ・ロシア連邦民間防衛問題・非常事態・自然災害復旧省、ロシア連邦天然資源監督局、ロシア連邦環境・技術・原子力監督局の地方機関
- ・その領域内で石油・石油製品の流出が発生したロシア連邦構成主体の執行権力機関及び地方自治体の機関
- ・国内水路の流域の管理機関（船舶並びに海上及び河川輸送の施設から国内水路に石油・石油製品が流出した場合）

石油・石油製品の流出の通知は、電子文書により送信され、次の事項を含むものでなければならない。

- ・石油・石油製品の流出の日付、（モスクワ及び現地の）時刻及び場所
- ・石油及び石油製品の流出の種類、特性及び規模、並びに、陸上での流出の場合には、石油・石油製品の地表水への侵入又は侵入の恐れに関する情報（地表水域への流出の場合には、石油・石油製品の流出による汚染の予測される拡散速度と方向に関する情報）
- ・石油・石油製品の流出が発生した施設の種類、施設を所有する事業者
- ・石油・石油製品の流出による被害者（死亡者及び負傷者を含む）の数
- ・通知を送付する時点において確実に把握されている石油及び石油製品の流出の発生状況（原因）
- ・石油・石油製品の流出の封じ込め及び除去のために事業者によって実行されている措置（人員及び機材の数の表示を含む。）
- ・通知を発信する者の役職及び氏名

6. 追加の人員・機材を求める手続

事業者は、石油・石油製品の流出量が油類流出防止対策計画で定められた石油・石油製品の流出最大推定量を超え、油類流出防止対策計画によっては、これを除去できない場合には、追加の人員及び機材を求めるため、石油・石油製品の流出が発生した地域の地方自治体及びロシア連邦構成主体の執行権力機関にその申請をしなければならない。

以上

ジュロフ・ロマン

ロシア連邦弁護士

zhurov.roman@uryuitoga.com